

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）  
敷地内草刈等業務仕様書

1 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）敷地内草刈等業務

2 業務項目

下記項目を業務項目とする

(1) 草刈等（草刈、剪定、落葉・落枝清掃、支柱撤去含む）

別紙図面作業範囲の記載の草刈等の業務

(2) 発生材等処分

(1) により除去した草及び落葉・落枝ほか作業範囲敷地内を中心に、投棄されていた空缶・ビニール等のごみ類、工作物（支柱等）を収集し、場外処分を行うこと。（破損した工作物を特定する際には事前に委託者と調整を行うこと。）

3 履行場所

「けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）」

京都府木津川市木津川台九丁目6番

京都府相楽郡精華町精華台七丁目5番1号

4 作業範囲

[別紙図面参照](#)

5 作業の期間

受託者は令和3年9月27日から10月8日までの間に作業を行うこと

6 業務の実施体制等

- (1) 受託者は、委託業務開始前に、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿（業務責任者、業務担当者の別、有資格者及び資格名が分かるもの）を提出すること。なお、業務従事者に変更があった場合も、速やかに変更後の名簿を提出すること。
- (2) 機械除草を行う業務従事者は、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者であり、必要な知識及び技能を有する者であること。
- (3) 業務従事者は、作業に適した服装、履き物で作業を行うこと。

- (4) 業務従事者は、ネームプレート又は腕章の着用等業務従事者であることを明確にし、作業を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、事前に公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）と協議して、作業日時、作業方法（使用する資材、機材及び消耗品等）及び作業内容を決定すること。
- (6) 作業中は、周辺の住民、通行者等への安全に十分に配慮するとともに、駐車中の車や構築物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、作業中に事故が発生したとき、その他異変を発見した場合は直ちに財団及び常駐する施設管理・警備担当者に連絡すること。
- (8) 委託業務の実施結果については、遅滞なく財団に書面（業務完了報告書）で報告すること。なお、業務完了報告書には、作業前後の写真を複数添付すること。

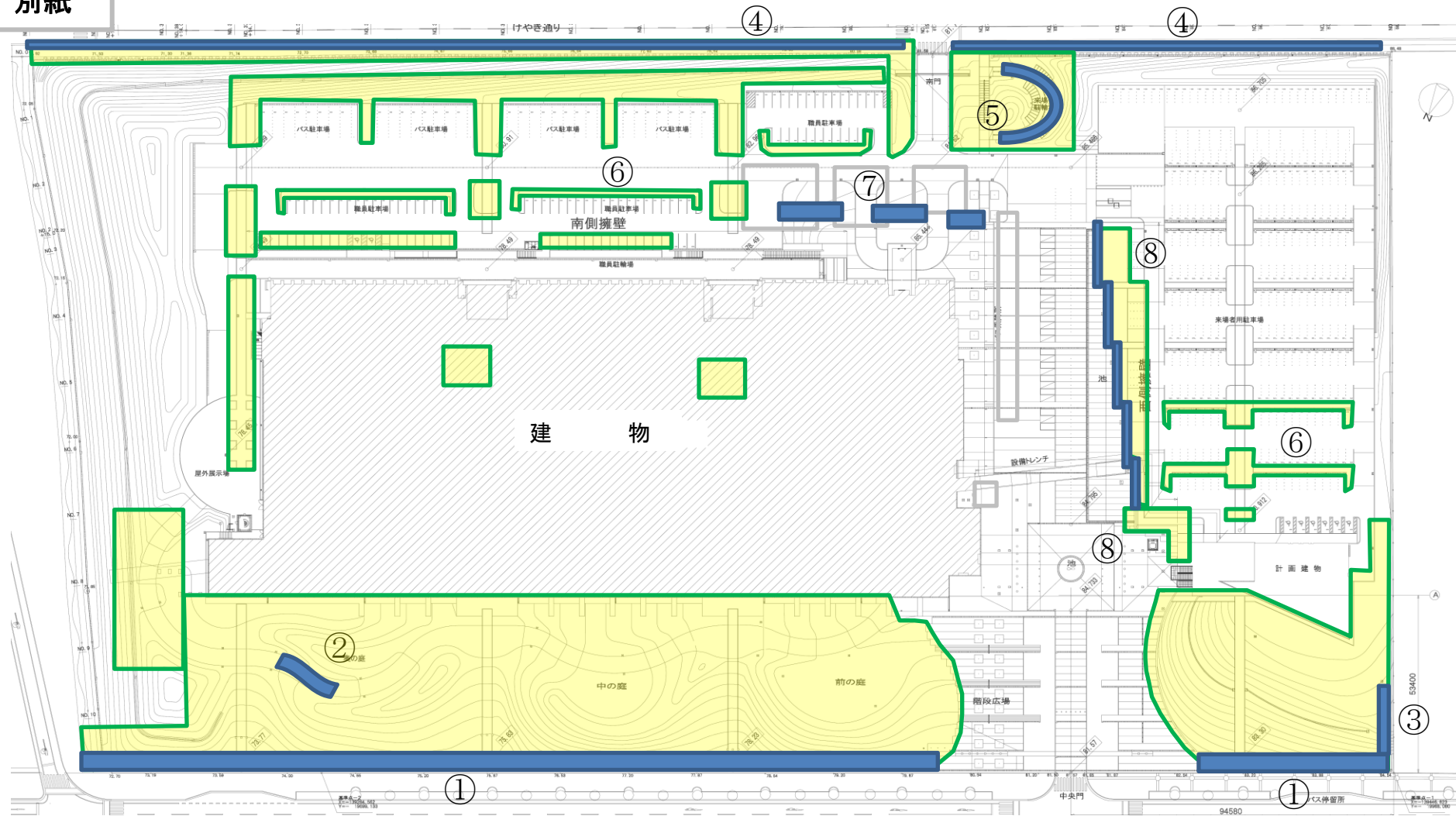
## 7 費用負担

作業に必要な資材、機材及び消耗品等については、受託者の負担とすること。なお、作業に必要最低限の光熱水道等は、受託者において確保すること。

## 8 その他特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。特に、公道に接した作業実施に必要な道路使用許可等の諸手続を整えておくこと。
- (2) 常駐する施設管理・警備担当者が管理・警備上必要な指示を行った場合には、当該指示に従うこと。また、定められた場所以外には、施設管理・警備担当者の許可なく立ち入らないこと。
- (3) 本仕様書に定めがない事項は、財団と受託者とで協議の上決定するものとする。

別紙



草刈等範囲

- ・除草位置については、地表面から3cm以内とする。
- ・落葉・落枝清掃等は歩道・駐車場を中心に敷地全範囲を対象とする。

剪定の範囲

- ①北側公道沿い緑地
  - ・指定範囲内の低木剪定は高さ60cmとする。
  - ・ステンレス製仕切りフェンスより外側の低木は全て除去する。
- ②北側緑地内通路
  - ・指定範囲内の通路の内側の支障枝はすべて剪定する。
- ③西北緑地(北ゲート西側)
  - ・指定範囲内の越境枝はすべて剪定する。
- ④南側公道沿い緑地
  - ・生垣側溝の内側の越境枝剪定は高さ2.5mとする。
  - ・ヘデラカナリエンス側溝より越境している蔓は除去する。
  - ・表示板の周辺の剪定は表示板が外部から見える程度とする。
- ⑤南西緑地(南ゲート西の内側)
  - ・指定範囲内の低木剪定は高さ60cmとする。(ユキヤナギ・オカメササ等)
  - ・通路の内側の支障枝はすべて剪定する。
- ⑥駐車場
  - ・オカメササは高さ60cmとする。
- ⑦南玄関前
  - ・カシは高さ2mに切下げ剪定する。
- ⑧擁壁
  - ・ツタのツル撤去、植木を石垣の高さで剪定する。